

第3章 財政健全化法と地方公会計の整備

平成18年6月に北海道夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく再建に向けて取り組むことを表明して以来、地方財政の状況が厳しさを増す中で地方公共団体の財政運営に対する関心は一層高まってきています。地方分権の推進により国の定める様々な基準に縛られずに地方の自主性を発揮できる余地が拡大してきているところですが、同時に、財政規律の確保について地方の自己責任が厳しく問われるようになりつつあるため、説明責任を果たすためのさまざまな取り組みが進められています。

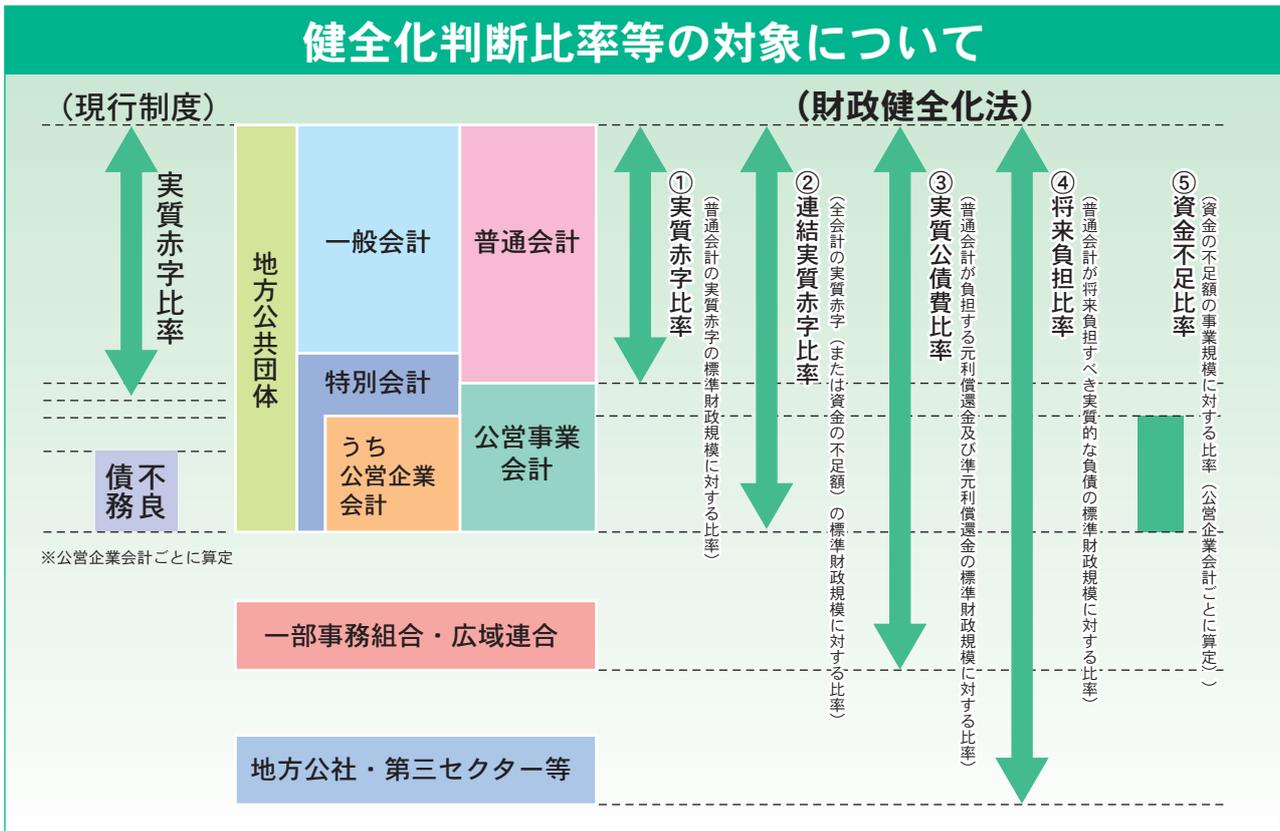
地方公共団体の財政の健全化に関する法律

このような中、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」といいます。）が成立し、新しい財政指標の公表は平成19年度決算分から、財政健全化計画の策定等は平成20年度決算分から義務付けられることになりました。

財政健全化法では、「地方公共団体の財政の健全化に資する」という目的のために、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることとされています（第1条）。

(1) 財政の健全性に関する比率の公表について

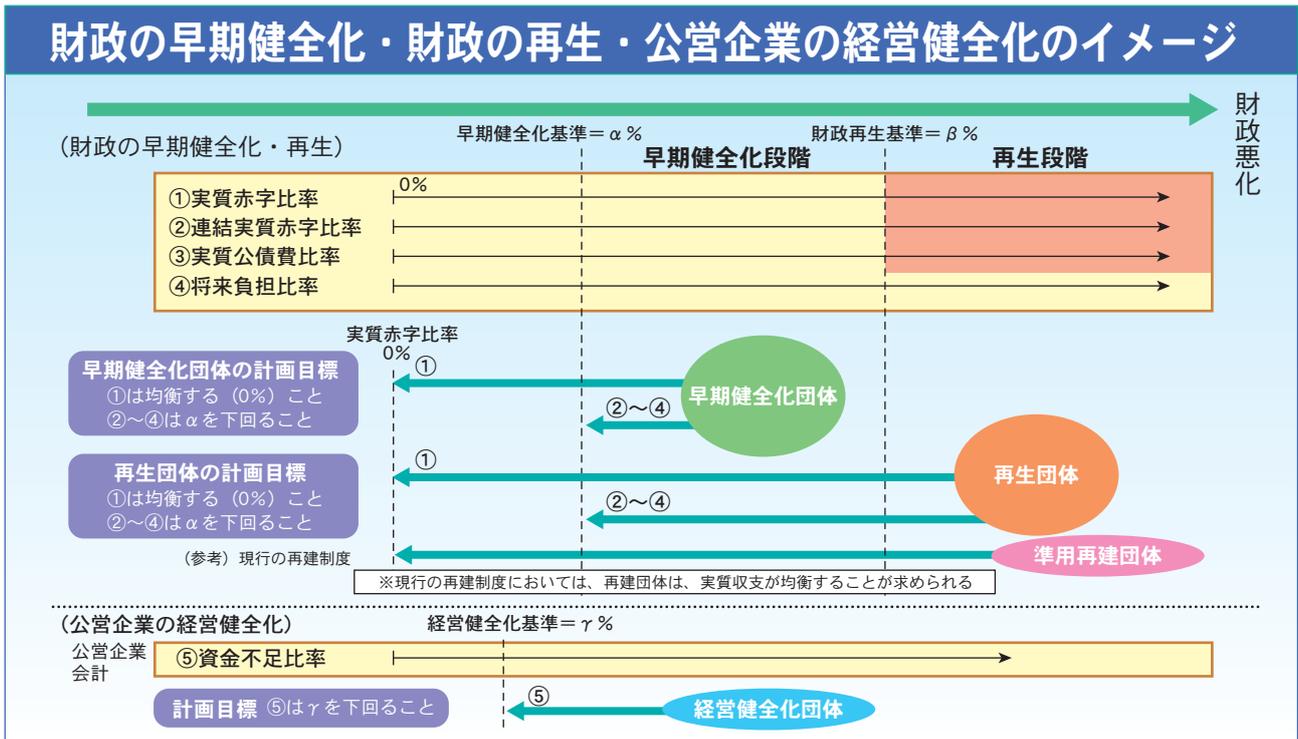
地方公共団体は、毎年度、以下の財政指標を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされています（第3条）。健全化判断比率の概要とその対象は以下のとおりです。



(2) 財政の早期健全化等を図るための計画を策定する制度について

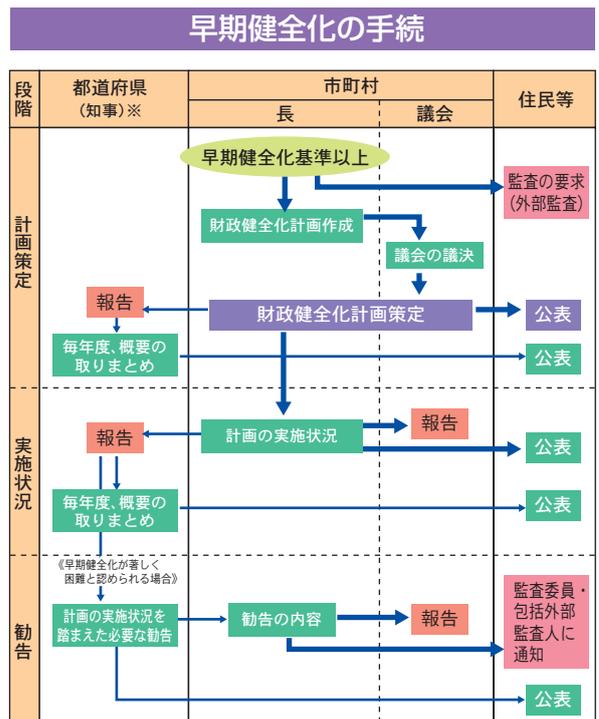
財政指標には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」という2つの基準値が設けられています(それぞれの指標の算式と基準についてはP.34参照)。

地方公共団体は、下図の①～④のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な健全化を図るため財政健全化計画を、①～③のいずれかが財政再生基準以上の場合には、自主的な健全化は困難であるとして財政再生計画を定めなければなりません(第4条、第8条)。公営企業については、⑤が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を定めなければなりません(第23条)。



財政健全化計画の策定から公表、報告等の流れは右図のとおりとなっており、財政の早期健全化に向けて、住民や議会、外部監査人(公認会計士など)、都道府県知事の目が常に行き届くような仕組みになっています(経営健全化計画の策定・公表、報告等の流れもほぼ同じ)。

一方、財政再生団体に対しては国の関与が強くなっており、財政再生計画について総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債はできない(第11条)など、より強い制約が課せられています。ただし、同意を得た場合は、総務大臣の許可を受けて、再生振替特例債を起すことができることとなっており(第12条)、収支不足額を計画的に解消していく仕組みが設けられています。

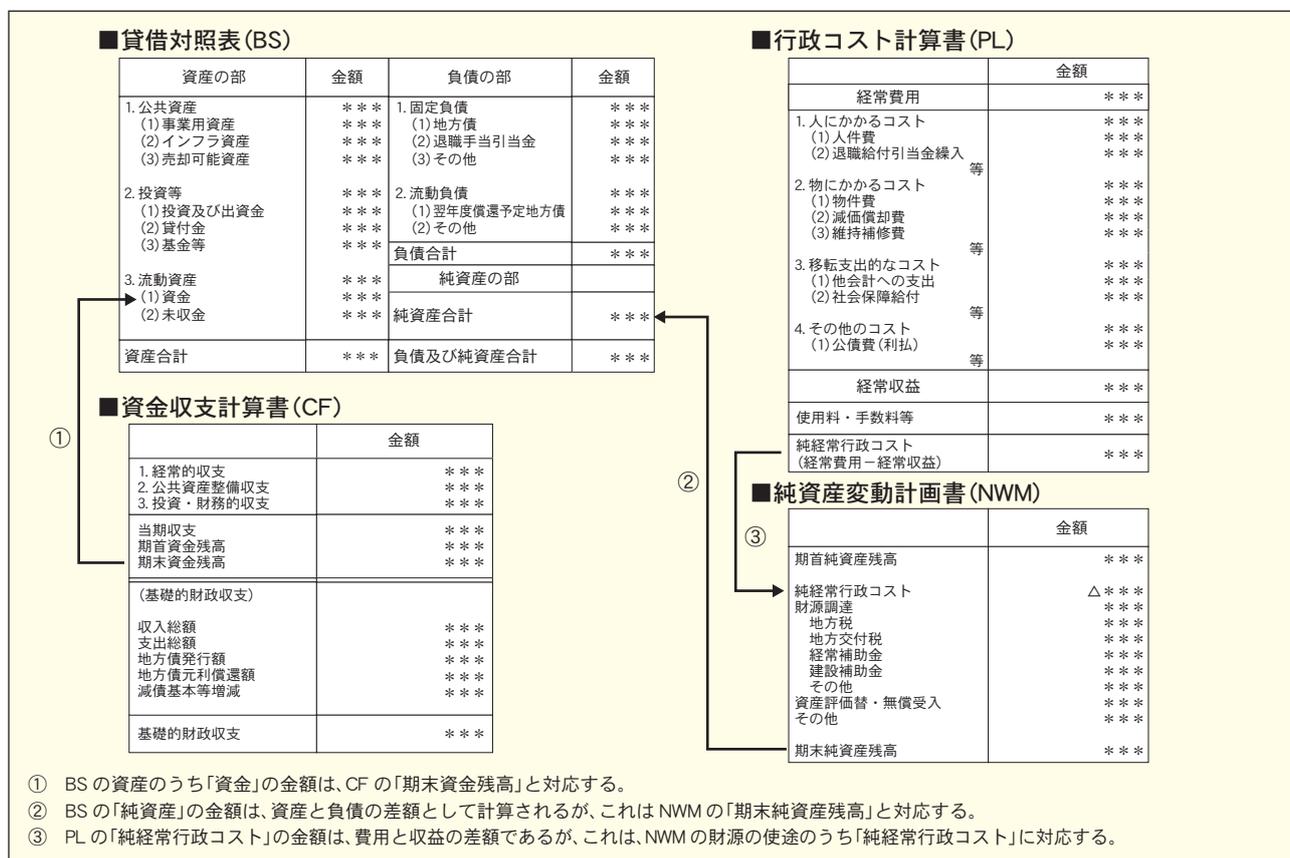


※政令指定都市(仙台市)や都道府県の財政の早期健全化の場合は、国(総務大臣)が行う。

地方公会計の整備

財政状況の公表、分析の一手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、バランスシートなどの財務書類の作成に取り組む地方公共団体が数年前から増えてきています。最近では、地方公共団体の行財政改革の更なる推進に向け、これまでの会計では見えにくいコストを明示し、将来の住民負担も含めた情報開示を徹底すること、保有する資産・債務を正確に把握し、コスト分析や政策評価に活用することなどを目指して、より精緻な財務諸表を整備・開示することが必要とされてきています。

総務省が設置した「新地方公会計制度研究会」及び「新地方公会計制度実務研究会」では、財務諸表の整備方法について、企業会計実務をベースとした「基準モデル」と既存の決算統計情報を活用する「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが報告されました。両モデルとも、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れ、地方独立行政法人、一部事務組合、地方三公社及び第三セクター等の関連団体等も含んだ連結ベースでの整備方法を掲示しています。



地方公共団体は、上図のとおり①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書の4表と必要な注記や附属明細書の整備・開示が求められます(原則として、市は平成21年秋まで、町村は平成23年秋まで)。これらの財務情報が住民に幅広く理解されるためには、簡潔に要約された財務書類の作成と分かりやすい解説によって、積極的な情報開示に努めることが必要となります。積極的な情報開示を通じ、住民やその代表である議会のチェック機能が十分に発揮されることによって、地方公共団体の財政規律の強化や、自由で責任ある地域経営に役立つことが期待されます。

新しい財政指標(健全化判断比率)について

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30% (3年間の経過措置有)
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350%	—
○資金不足比率(公営企業)	20%	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨)一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ＋ロ)－(ハ＋ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨)全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3ヵ年平均}$$

(趣旨)一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(趣旨)一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める公営企業の事業規模}}$$

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額



環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この冊子は1,100部作成し、一部当たりの印刷単価は347円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話:022-211-2338
<http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/>